

運 営 規 程

社会福祉法人天拝福社会むさしヶ丘保育園

社会福祉法人天拝福祉会むさしヶ丘保育園運営規程

(名称)

第1条 本園は、むさしヶ丘保育園と称する。

(所在地)

第2条 本園を福岡県筑紫野市立明寺622-1番地に置く。

(施設の目的及び運営方針)

第3条 本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(提供する保育等の内容)

第4条 本園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)以下に掲げる保育に基づきその他の便宜の提供を行う。

- (1)通常保育 第7条第1項に規定する時間において保育を提供する。
- (2)延長保育 第7条第2項に規定する時間において保育を提供する。

(職員の区分及び定数)

第5条 園に次の職員を置く。

- (1)園長 1名
- (2)副園長 1名
- (3)主任保育士 1名
- (4)保育士 23名以上
- (5)看護師(准看護師) 1名以上
- (6)栄養士 2名以上
- (7)嘱託医 1名
- (8)歯科嘱託医 1名
- (9)調理員 2名以上

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職務)

第6条 園長は、園の業務を統括し職員の育成、指揮監督を行う。

2 副園長は、園長不在時、代理となり業務を行う。また、会計事務に従事する。

- 3 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
- 4 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者支援等の業務を行う。
- 5 看護師は、乳幼児の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。
- 6 栄養士は、給食業務の総括を行い、乳幼児の食育について指導する。
- 7 調理員は、給食業務に従事する。
- 8 嘱託医及び歯科嘱託医は、乳幼児の健康管理業務を行う。

(開所時間等)

保育標準時間認定及び保育短時間認

第7条 本園の開所時間は7時から19時までとし、保育標準時間認定及び保育短時間認定に係る保育時間は以下のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

平日 7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

土曜 7時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

2 本園の延長時間は、次のとおりとする。

保育標準時間認定に係る保育時間

(1) 保育標準時間認定にかかる保育時間

平日 19時までの範囲内で延長保育を提供する。

土曜 18時までの範囲内で延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

平日 7時から9時まで、又は17時から19時までの範囲内で延長保育を提供する。

土曜 7時から9時まで、又は17時から18時までの範囲内で延長保育を提供する。

(休日)

第8条 本園の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定される休日

(費用)

第9条 保育料は、乳幼児が居住する自治体の市長の定めた額とする。

2 延長保育料は、別表に掲げるものとする。

3 本園は、前二項の支払いを受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(定員)

第10条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項

各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児・以下「2号認定子ども」という。） 90人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満一歳に満たない子ども 24人
- (3) 3号の子どものうち、満一歳以上満三歳未満の子ども 56人

（利用の開始に関する事項）

第11条 本園は、筑紫野市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第12条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（利用に当たっての留意事項）

第13条 本園の利用にあたっての留意事項については、別に定めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第14条 本園職員は、保育の提供を行っているときに、乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は乳幼児の主治医及び保護者に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供による事故が発生した場合は、委託元である筑紫野市、乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 乳幼児に対する保育の提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第15条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回避難及びその他必要な訓練を行うものとする。

（虐待防止のための措置）

第16条 本園は、乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(児童虐待防止法遵守)

第17条 職員は、乳幼児の虐待が疑われる場合には、乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、筑紫野市子育て支援課に通報するものとする。

(衛生管理)

第18条 本園は、環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行うものとする。

(苦情対応)

第19条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることが出来る。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

(改正)

第20条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人天拝福社会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規則は平成28年 4月1日から施行する。

この規則は平成30年 4月1日から改正施行する。

この規則は令和 元年10月1日から改正施行する。

この規則は令和 2年 4月1日から改正施行する。

この規則は令和 5年 4月1日から改正施行する。

この規則は令和 6年 4月1日から改正施行する。

【別表】

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	金 額
主食費 (2号認定子ども)	月額 500円
副食費 (2号認定子ども)	月額 4,500円／免除 (階層による)
布団リース代 (年少・年中)	月額 530円
紙オムツ (希望者)	月額 2180円
延長保育費	月額 3,000円／700円／免除 (階層による)
短時間保育延長保育費	1時間 100円

☆個人用品(業者販売)

(3. 4. 5才児クラス)

セーラージャケット	5 4 0 0円	製作ファイル	5 0 0 円
ハーフパンツ	2 6 4 0円	お日様日記	1 0 0 円
体操服 (長袖)	2 7 0 0円	洗濯物袋	1 0 0 円
体操服 (半袖)	2 3 0 0円	出席ノート	3 4 0 円
体操ズボン	2 2 0 0円	ケースファイル	1 0 0 円
帽子	1 8 0 0円	自由画帳	3 8 0 円
名札	1 1 0 円	夏用セーラーシャツ	6 4 0 0円

(2才児クラス)

お日様日記	1 0 0 円
洗濯物袋	1 0 0 円
製作ファイル	4 5 0 円
製作ファイル	4 5 0 円

(1才児クラス)

お日様日記	1 0 0 円
洗濯物袋	1 0 0 円
製作ファイル	4 5 0 円

(0才児クラス)

お日様日記	1 0 0 円
洗濯物袋	1 0 0 円